

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

令和3年5月

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与及び対応する民間従業員給与の状況

| 区分 | 三浦市 | | | | 民間 | | | 参考 A/B |
|---------|-------|-----|----------|---------------|-----------------|-------|---------------|-----------|
| | 平均年齢 | 職員数 | 平均給料月額 | 平均給与月額 (A) | 対応する民間の 類似職種 | 平均年齢 | 平均給与月額 (B) | |
| 全体 | 52.9歳 | 25人 | 308,776円 | 361,660円 | --- | --- | --- | --- |
| 清掃作業員 | 52.3歳 | 19人 | 307,063円 | 367,260円 | 廃棄物処理業従業員 | 46.6歳 | 304,300円 | 1.21 |
| 学校給食調理員 | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 学校校務員 | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 自動車運転手 | --- | --- | --- | --- | 自家用乗用自動車運転者 | 61.3歳 | 254,700円 | --- |
| その他 | 55.2歳 | 6人 | 314,200円 | 343,925円 | --- | --- | --- | --- |

- ※ 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- ※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査（令和2年度）において明らかにされているものです。
- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成30年～令和2年の3ヶ年平均）
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全には一致していません。
- ※ 本市に「自動車運転手」1人が在職しますが、個人情報保護の観点から当該職員採用時の職種である清掃作業員に含めています。
- ※ 三浦市における区分「その他」は、道路補修、庁舎営繕、給食調理（ボイラー）の業務にあっている者です。

【参考】平成20年3月策定 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針（以下「現取組方針」という。）より

| 区分 | 三浦市 | | | | 民間 | | | 参考 A/B |
|---------|-------|-----|----------|---------------|-----------------|-------|---------------|-----------|
| | 平均年齢 | 職員数 | 平均給料月額 | 平均給与月額 (A) | 対応する民間の 類似職種 | 平均年齢 | 平均給与月額 (B) | |
| 全体 | 47.3歳 | 77人 | 331,662円 | 422,405円 | --- | --- | --- | --- |
| 清掃作業員 | 43.9歳 | 38人 | 318,674円 | 429,898円 | 廃棄物処理業従業員 | 43.3歳 | 299,800円 | 1.43 |
| 学校給食調理員 | 51.4歳 | 17人 | 329,212円 | 387,334円 | 調理士 | 38.9歳 | 278,500円 | 1.39 |
| 学校校務員 | 49.9歳 | 12人 | 349,542円 | 412,600円 | 用務員 | 53.9歳 | 227,200円 | 1.82 |
| 自動車運転手 | --- | --- | --- | --- | 自家用乗用自動車運転者 | 55.6歳 | 267,300円 | --- |
| その他 | 50.4歳 | 10人 | 363,730円 | 465,323円 | --- | --- | --- | --- |

- ※ 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- ※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査（平成19年度）において明らかにされているものです。
- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成16年～18年の3ヶ年平均）
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全には一致していません。
- ※ 本市に「自動車運転手」1人が在職しますが、個人情報保護の観点から当該職員採用時の職種である清掃作業員に含めています。
- ※ 三浦市における区分「その他」は、道路補修、病院給食調理、病院内器具等修繕などの業務にあっている者です。

(2) 年齢別職員数の状況

| 区分 | 20歳 | 20歳 | 24歳 | 28歳 | 32歳 | 36歳 | 40歳 | 44歳 | 48歳 | 52歳 | 56歳 | 60歳 | 計 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| | | } | } | } | } | } | } | } | } | } | } | | |
| | 未満 | 23歳 | 27歳 | 31歳 | 35歳 | 39歳 | 43歳 | 47歳 | 51歳 | 55歳 | 59歳 | 以上 | |
| 全体 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 7 | 7 | 8 | 0 | 25 |
| 清掃作業員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 7 | 4 | 5 | 0 | 19 |
| 学校給食調理員 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 学校校務員 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 自動車運転手 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 6 |

※ 令和3年4月1日時点

【参考】現取組方針より

| 区分 | 20歳 | 20歳 | 24歳 | 28歳 | 32歳 | 36歳 | 40歳 | 44歳 | 48歳 | 52歳 | 56歳 | 60歳 | 計 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| | | } | } | } | } | } | } | } | } | } | } | | |
| | 未満 | 23歳 | 27歳 | 31歳 | 35歳 | 39歳 | 43歳 | 47歳 | 51歳 | 55歳 | 59歳 | 以上 | |
| 全体 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| | 0 | 0 | 0 | 1 | 9 | 7 | 8 | 12 | 13 | 15 | 11 | 1 | 77 |
| 清掃作業員 | 0 | 0 | 0 | 1 | 8 | 5 | 4 | 6 | 8 | 4 | 1 | 1 | 38 |
| 学校給食調理員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 3 | 2 | 5 | 5 | 0 | 17 |
| 学校校務員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 2 | 4 | 2 | 0 | 12 |
| 自動車運転手 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 1 | 2 | 3 | 0 | 10 |

※ 平成20年3月31日時点

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表 技能労務職給料表を適用

(平成23年4月1日から国家公務員の給与水準を基礎とした給料表に改定)

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

無し(平成23年4月1日から廃止)

ウ 昇給基準 昇給日(各年の7月1日)に、昇給日前1年間の勤務成績に応じて4号給(55歳を超える者は2号給)を標準とし昇給します。

2 これまでの取組と成果

(1) 技能労務職の業務については、行政革命戦略5つの宣言-改訂第1版-(平成19年度版)により、民間企業へのアウトソーシングを推進し、平成20年4月1日から病院給食調理業務の委託を開始、平成21年4月1日からは学校校務員業務及び学校給食調理業務の委託も開始しました。当該業務に従事していた技能労務職員を、配置転換や行政職に任用替えを行うとともに、現取組方針に基づき退職者の補充を行わず、技能労務職員の削減に努めました。また、平成24年4月1日からごみ処理業務の一部の委託を開始して、今日に至

るまで段階的な委託化を進めてきたことにより、退職不補充の方針を徹底することができました。これにより、技能労務職員の職員数は、令和2年度と平成19年度の比較では52人の削減となりました。(1(1)「職員数」参照)

- (2) 給与については、国家公務員の給与水準を基礎とした給料表に改定したことによる給料月額の見直しや、特殊勤務手当(病院を除く。)の全廃等、給与の適正化、民間給与との均衡を図りました。令和2年度と平成19年度の比較では、技能労務職員の平均年齢が5.6歳上昇しており、昇給基準(1(3)ウ参照)により給与月額が増加すると考えられますが、それでも1人当たりの平均給与月額は約61千円の削減となり(1(1)「平均給与月額(A)」参照)、技能労務職員全体に係る給与月額の年間合計額は、約281,804千円の削減となりました。

3 今後の基本的な考え方

今後も引き続き、給与制度・運用の妥当性を検証し、適正な給与水準を実現できるよう努め、アウトソーシングが可能な業務は順次実施していきます。

一方で、退職不補充の原則を徹底してこれまで進めてきましたが、アウトソーシングによるコスト削減が見込めない業務、緊急性が高くアウトソーシングになじまない業務(土木作業、庁舎営繕等)については、直営で行うことが必要です。また、災害等有事の機動的な対応の観点からも、技能労務職員は重要な役割を担うことが求められるため、必要な職員数を確保していくこととします。

4 今後の具体的な取組内容

- (1) 給与等については、行政職同様、国公準拠に努めます。
- (2) アウトソーシングが可能な業務については引き続き実施していくとともに、直営で行うことが必要な業務(土木作業、庁舎営繕等)については、必要な職員数を定め、確保していきます。

5 施行期日等

この取組方針は、令和3年5月31日より施行し、現取組方針は、廃止する。